

大気汚染防止法の概要

平成21年12月
水・大気環境局大気環境課

大気汚染防止法の概要(固定発生源)

1. 目的

わが国では、大気環境を保全するため、昭和43年に「大気汚染防止法」が制定された。この法律は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的としている。

2. 制度の概要

人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が環境基本法において設定されており、この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法に基づいて規制を実施している。

大気汚染防止法では、固定発生源(工場や事業場)から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこれらの基準を守らなければならない。

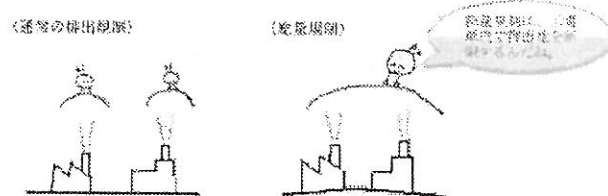
ばい煙の排出規制

「ばい煙」とは、物の燃焼等に伴い発生するいう酸化物、はいじん(いわゆるスス)、有害物質(1)カドミウム及びその化合物、2)塩素及び塩化水素、3)弗素、弗化水素及び弗化珪素、4)鉛及びその化合物、5)窒素酸化物)をいう。大気汚染防止法では、33の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められている。

ばい煙の排出基準は、大別すると次のとおり。

- 一般排出基準: ばい煙発生施設ごとに国が定める基準
- 特別排出基準: 大気汚染の深刻な地域において、新設されるばい煙発生施設に適用されるより厳しい基準(いおう酸化物、ばいじん)
- 上乗せ排出基準: 一般排出基準、特別排出基準では大気汚染防止が不十分な地域において、都道府県が条例によって定めるより厳しい基準(ばいじん、有害物質)
- 総量規制基準: 上記に挙げる施設ごとの基準のみによっては環境基準の確保が困難な地域において、大規模工場に適用される工場ごとの基準(いおう酸化物及び窒素酸化物)

これら排出基準には、量規制、濃度規制及び総量規制の方法がある。



(1) 排出制限、改善命令・使用停止命令

大気汚染防止法は、ばい煙排出者に対し、排出基準に適合しないばい煙の排出を禁止し、故意、過失を問わず違反者に対して刑罰を科せられることとなっている。

また、都道府県知事は、排出基準違反のばい煙を継続して排出するおそれがあり、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、当該ばい煙の排出者に対し、ばい煙の処理方法等の改善や一時使用停止を命令することができる。

(2)設置・変更の届出、計画変更命令

必要な措置を事前に講じさせるために、ばい煙発生施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする者は、あらかじめ（60日前まで）、管轄都道府県知事に所定の事項を届け出なければならない。都道府県知事は、その内容を審査し、当該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

(3)測定義務、立入検査

ばい煙排出者は、施設から排出されるばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。また、都道府県職員は、ばい煙排出者が排出基準を守っているかチェックするため、工場・事業場に立ち入ることや必要な事項の報告を求めることができる。

(4)事故時の措置

故障、破損その他の事故が起こり、ばい煙又は特定物質が多量に排出されたとき、排出者は直ちに応急の措置を講じ、復旧に努めるとともに事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。都道府県知事は、事故により周辺の区域における人の健康に影響があると認めるときは、排出者に対して、必要な措置をとるようを命ずることができる。

なお、「特定物質」とは、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある物質で、次の28物質が定められている。

1 環境基準

環境基準とは、大気の汚染等に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として政府が定めるものであり、大気汚染関係の環境基準については次のように定められている。

(環境基本法第16条、昭和48年環境庁告示第25号、昭和53年環境庁告示第38号、平成9年環境庁告示第4号、平成11年環境庁告示第68号、平成13年環境省告示第30号)

環境基準		環境上の条件
物質		
二酸化イオウ	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	

備考 1. この基準は、工業専用地域、軍道、その他一般公衆が通常生活してゐない地域又は場所以外の区域を対象とする。

2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μ 以下のものをいう。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するもの)に限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
4. ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく。

2 大気汚染緊急時の発令基準及び措置

2 大 参 考 资 料

項目	子 報	注 意 報	警 報	重大緊急時（法による）	
お い う 酸 化 物	現 令 基 準	1. 気象条件から、い おう酸化物の濃度 度汚染が予想され るとき 2. 注意報に近い濃度 条件がさらに悪 化することが予想 されるとき	1. 0.2ppm 以上が3時 間継続したとき 2. 0.3ppm 以上が2時 間継続したとき 3. 0.5ppm 以上になっ たとき 4. 48 時間平均値 0.15ppm 以上にな ったとき	1. 注意報発令中に 0.5ppm 以上になっ たとき 2. 0.5ppm 以上が2 時間継続したとき	
		はい、濃度を通常排出 されている量から 20%程度削減するよ う協力を求める。	はい、濃度を通常排出 されている量から 30%程度削減するよ う勧告する。	1. 協工工場に対し、 70%程度削減す るよう勧告する。 2. 特別区その他工 場等に対し、20% 程度削減するよ う協力を求める。	1. 警報発令の措置を行 う。 2. 協工工場等のう ち、いおう酸化物 を100m ³ /秒以上の 排出する工場等に 対し、排出許容量 の80%以上の削減 を命令する。
	一 般 指 導 等	はい、濃度を通常排出 されている量から 20%程度削減するよ う協力を求める。	はい、濃度を通常排出 されている量から 30%程度削減するよ う勧告する。	1. 協工工場に対し、 70%程度削減す るよう勧告する。 2. 特別区その他工 場等に対し、20% 程度削減するよ う協力を求める。	
		協 工 場 等			
一 般 化 成 炭 素	現 令 基 準	1. 10ppm 以上が8時間 継続したとき 2. 20ppm 以上が3時間 継続したとき	1. 10ppm 以上が24時 間継続したとき 2. 20ppm 以上が8時 間継続したとき 3. 50ppm 以上になっ たとき	50ppm 以上になったと き	
		当該地域を通過しないよう協力を求める。			東京都公安委員会に 対し、道路交通法の規 定による措置をとる べきことを要請する。
	指 導 等				
		自 動 車 等			
オ キ シ ジ ン ト ン	現 令 基 準	1. 気象条件からオキ シジントンの濃度 と、注意報に近い濃度 の汚染がより気象 条件からさらに要 化することが予想 されるとき	0.12ppm 以上になった とき	0.34ppm 以上になっ たとき	0.40ppm 以上になった とき
		はい、濃度を通常排出 されている量から 20%程度削減するよ う協力を求める。	はい、濃度を通常排出 されている量から 30%程度削減するよ う勧告する。	0.34ppm 以上になっ たとき	
	一 般 指 導 等	はい、濃度を通常排出 されている量から 20%程度削減するよ う協力を求める。	はい、濃度を通常排出 されている量から 30%程度削減するよ う勧告する。	0.34ppm 以上になっ たとき	
		協 工 場 等			
自動 車 等	不要不急の目的によ り、自動車等を使用し ないことについて協 力を求める。	当該地域を通過しないよう協力を求める。		東京都公安委員会に 対し、道路交通法の規 定による措置をとる べきことを要請する。	